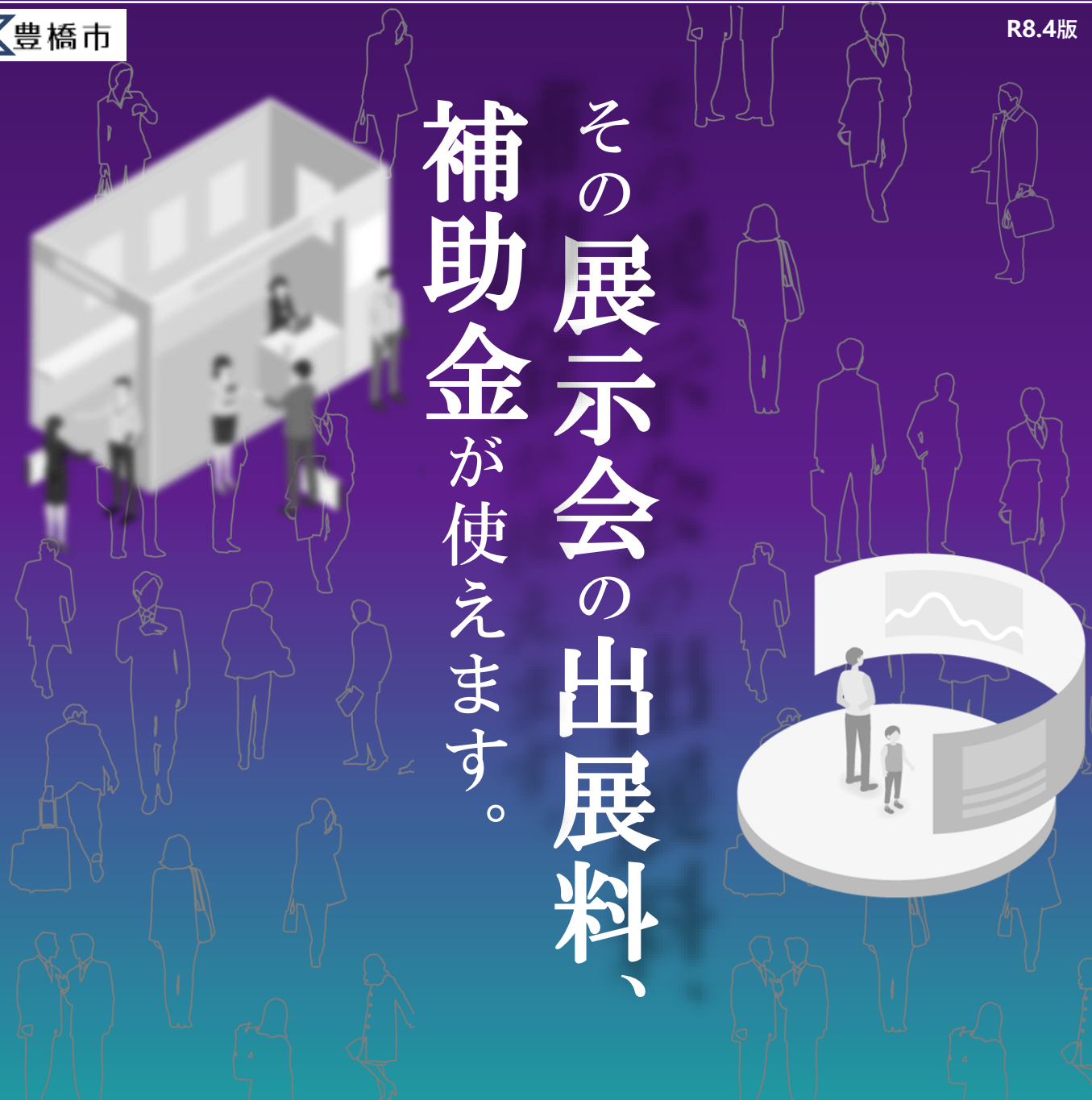


その展示会の出展料、 補助金が使えます。



豊橋市販路開拓支援事業費補助金

展示商談会等に出展する際の出展料（小間料）を補助します！

通常枠

- ・ 補助率 1 / 2
- ・ 限度額 30万円

小規模企業者枠

- ・ 補助率 2 / 3
- ・ 限度額 40万円

詳細は裏面へ➡



新規顧客獲得に悩んでいる事業者の方へ 展示会に出展して 商品・サービスを売り込むチャンスです!!

補助対象者 市内に本店がある中小企業者

対象経費 名古屋市内、愛知県国際展示場、県外（**国外を含む**）で開催される100小間以上又は総小間面積900㎡以上の規模の展示商談会等への出展料

※物産展など主として即売を目的としているものは除く。
※オンラインのみの展示会は除く。

補助金額

通常枠

補助率 $\frac{1}{2}$ 上限30万円

小規模企業者枠

補助率 $\frac{2}{3}$ 上限40万円

補助区分

通常枠

①製造業、建設業、運輸業又は②以外の業種の場合は従業員数21人以上

②卸売業、小売業又はサービス業の場合は、従業員数6人以上

小規模企業者枠

①製造業、建設業、運輸業又は②以外の業種の場合は、従業員数20人以下

②卸売業、小売業又はサービス業の場合は、従業員数5人以下

※従業員とは…役員を除く、正社員・正職員、パート・アルバイト、嘱託、契約社員等の雇用形態にかかわらず、期間を定めずに雇用している者

申請期間 展示会等が終了した日から1年以内

申請書類

【共通】

- ☐ 補助金交付申請書兼実績報告書
- ☐ <法人>登記事項証明書（履歴事項全部証明書）の写し（3ヶ月以内のもの）
<個人事業主>確定申告書の写し又は個人事業の開廃業等届出書の写し
- ☐ 経費の支払等を証明する書類の写し
- ☐ 展示会等開催概要
- ☐ 展示会等への出展状況が分かるカラー写真等
- ☐ 補助金の振り込み先の分かる通帳の写し
- ☐ *債権者登録申請書（豊橋市用） *市に口座情報の登録がない方

【小規模企業者枠】

- ☐ <法人>法人事業概況
<個人事業主>直近の従業員数がわかる書類（3か月以内のもの。例：賃金台帳等）
- ☐ その他（必要に応じて）

▼詳細は市HPへ

